

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

○ 飛散流出防止措置

(例)

- ・荷台へのシート掛け、その他容器の転倒防止等を図る。

廃棄物の飛散流出防止措置を具体的に記載してください。

- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬する必要があります。

- ・水銀使用製品産業廃棄物（○○○○）は破損することのないよう緩衝材で梱包の上△△△△に収納し、破損することのない措置を講じた運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

・水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬する必要があります。  
・上記の○○○○には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器と高温にさらされない措置をとり、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬する必要があります。  
・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

- ・感染性産業廃棄物は、□□□□という運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

・感染性産業廃棄物は、専用密閉容器を使用し、保冷車や密閉車両で収集運搬する必要があります。  
・上記の□□□□には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。